

## 外国人登録証常時携帯義務と憲法判断（法廷証言）

萩野芳夫

本稿は、昨年（一九八五年）九月三日、大阪生野簡易裁判所に係属中の外国人登録証明書携帯義務違反被告事件において、証人として証言したものである。発表の意図は、大方の批判をうけるためである。事柄の性質上、訂正、加筆は最低限にとどめたことはもちろんである。それだけに、筆者としては不満なところが多い。いずれ、系統だてて論じたいと思っている。

（弁護人） 証人の経歴からみると、外国人の人権に関する問題を主な研究テーマにされているようですが、その動機は何ですか。

私は、元々基本的人権について勉強していましたが、一番人権を侵害され易いのは、どの国でも少数者です。日本の場合もやはり少数者に当たる人達の人権の問題が一番シリアスな問題です。二五年位前に、それまであまり問題にされていなかった在日韓国・朝鮮人のいろんな問題を知り、それ以後外国人の人権について研究してきました。

（弁護人） アメリカの外国人登録制度の整備過程について教えてください。

現行のアメリカの外国人登録制度は、一九五二年に制定された移民国籍法に定められています。この一九五二年の移民国籍法の登録に関する制度は、一九四〇年に制定された外国人登録法の内容を引き継いだものです。一九四〇年以前にも、一八九二年だったと思いますが、中国人労働者に対して登録を義務付けたことはありますが、一般的に登録制度ができたのは一九四〇年です。

一九四〇年法は、だんだん近付いてくる戦争、国家の緊急事態に対応する意味がありました。そして、その特徴は二つあったと言ふことができます。一つは、それまでの法律制度に比して、入国拒否事由、退去強制事由がかなり大幅になつたということです。不法入国に対する警戒、武器を所持して来る者、運搬する者に対する警戒、忠誠、道徳、陸・海軍の規律を害する者への警戒等の点から入国拒否事由、退去強制事由を追加、拡大しました。これは、一九一七年法の改正として作られたものです。

もう一つの特徴は、外国人登録と指紋捺捺の制度を採用したことです。登録、指紋捺捺をしなければ、入国ビザを発給しないということが三〇条に定められています。一言で言うと、この法律は、戦時立法と言つても良いものでしたので、非米的な危険な外国人を排除するための法律でした。

一九五二年法は、一九四〇年法を大体において引き継ぐものとして制定されています。

(弁護士) 今、説明された一九四〇年法は我国の外国人登録法の母法というふうに理解して良いですか。

そのとおりです。

(弁護士) それ以降の改正はありませんでしたか。

一九五七年以降、非常に多くの改正がなされました。一九六五年ケネディー大統領の時に大改正が加えられ、去年も大改正が加えられました。一九五二年法は、冷戦の国際情勢の中でマッカーシズムが非常に強い力を持っていた時期に制定されたもので、治安立法的な色彩が強いものでした。そのため、トルーマン大統領は、アメリカの自由な制度にふさわしくないということで、拒否権を行使しましたが、議会が再度議決して法律になつたのです。従つて、その後、非常に多くの改正があつたのです。

(弁護士) その改正の基礎に流れる考え方というか、理念はどう考えたら良いのですか。

マッカーシズムが鎮まった後に、多くの人々が「やはりアメリカは自由について伝統がある国だ。一旦横に大きく振れた振子も時間が経てば元に戻ってくる。」ということを言いましたが、私も同感です。そこには、アメリカの自由の伝統が生きており、マッカーシズムあるいは冷戦の時代に大きく振れた振子がだんだんと元に戻ってきて、人権尊重の内容の

法律に作り変えられてきたのだと思います。アメリカの移民法研究者達もそういう評価をしています。

(弁護人) 国際的にも、国際人権規約の思想とか、国際化の時代とかいうことで、外国人の人権を見直すという世界的な視点というものが影響したのですか。

アメリカという国には、自由については、自国こそ本家であるという思想があると思います。従って、国際人権規約等の諸条約によりアメリカが影響を受けることはあまりありません。ただ、例えば難民条約の中にあるような内容が改正として入れられることはあります。しかし、我国で現在考えられているような形での国際人権規約の国内的な影響はアメリカではすくないと思います。

(弁護人) そうすると、アメリカはもつと先駆的な国ということですか。

アメリカ人は、そう考えていると思います。

(弁護人) 改正の内容で、特に本件で問題となっている携帯義務等の関係で改正されたものはありますか。

その点については、法律上は、基本的には変わっていないということができます。

(弁護人) 一九五七年に、指紋押捺についての改正があったと聞いていますが。

この時には、押捺義務を司法長官と国務長官の裁量で免除できるという規定ができました。そして、長官の定める規則により、大幅に免除を定めました。

(弁護人) そうすると、その規則等の改正によって、指紋押捺については、ほとんど必要性がないような状況だと理解して良いのですか。

ほとんど免除されるケースの方が多くなっています。

(弁護人) 我国の外国人登録法、特に登録証の常時携帯義務との関係で、アメリカの制度との基本的な差異を紹介してください。

第一点は、我国の制度は、長期間国内にいる外国人に向けられており、アメリカの場合は、入国の査証を取る時点からだという点です。もう一つは、我国の場合には単一型というか、一つの外国人登録証が発行され、その携帯義務が定められています。アメリカの場合には、登録証に当たるものが多種多様です。おそらく、何十種類もあると思います。そ

れともう一つアメリカの場合は、登録証としての役割を果たす書類が、その外国人の権利証明、あるいは利益のために使われることが非常に多いことです。それに対して、我国の場合は、私は実務のことはあまりよく分かりませんが、登録証を持っていただけで本人に権利が付与されたり、ある種の許可や免除が与えられるようなことがあるのかどうか、その辺が違うと思います。

#### (弁護人)

アメリカの登録証が本人の利益のために使われるというのは、具体的にはどんな利益のために使われているのですか。

例えば、再入国許可という例でみると、我国の場合は、再入国はかなり複雑な手続をして許可をもらうというシステムになっていますが、アメリカの場合には、例えば移民としての登録証明書あるいは登録受理票があれば、再入国許可証を持っていてのと同じ役割を果たします。また、どういう証明書を持っているかによって、労働できるかどうかが変わってくるので、そういう意味でも重要な役割を果たします。

#### (弁護人)

アメリカの登録制度の具体的内容を紹介していただきたいのですが、まず、義務者はどうなっていますか。

携帯義務者は一八才以上の外国人となっています。

#### (弁護人)

その外国人というのは、在米何日以上とかいうことは決まっていますか。

外国人登録には二通りあり、これからアメリカに入国しようとする人が在外公館でビザを申請する時に外国人登録をする場合と、国内にいる外国人がまだ登録していない時に登録する場合との二通りがあります。従って、アメリカの外で登録した人は、入国時から携帯しているという形になり、在留の外国人は登録事由発生後三〇日以内に登録しなければならぬということになります。三〇日以上いる場合に登録しなければならぬことになっているわけです。

#### (弁護人)

単一制度と比較して、種々の登録ないし証明書があるということですが、もっと詳しく制度の内容を説明してください。

法務長官制定の規則二六四条の二に、登録用紙となる諸様式が定められています。これらを申請することが即ち外国人登録ですし、ここでいう様式を備えれば外国人登録をしたということになります。二六四条の一A項には、九個の様式が掲げられています。例えば、ハンガリー難民が難民であるという申請をして認められたもの、出入国カード、乗員の上陸許可証、カナダやメキシコとの国境通過票、永住資格を持って入国許可された者の持つ書類、入国後に永住許可をもらっ

た場合の書類、キューバ難民の永住申請のほか一般に難民申請の書類等です。注意すべき事は、ほとんどの場合、申請そのものが登録と考えられているということです。例えば、ビザの申請をすると、その申請自体が登録であると考えられています。従って、その登録のコピーを持っていると、登録証を持っていることになり、出入国カードもそういう意味で理解すべきです。

二六四条の一B項には、登録証拠について定められています。登録証拠になるものが二二程あります。

(弁護人) 証拠を持っていれば、登録証を持っているのと同じ扱いを受けるといふことですね。

そうです。

(弁護人) 登録事項は、様式によって異なるのですか。

はい。これは、今言ったのよりもっと複雑に異なっています。アメリカの場合、入国する人には移民として入国する人と非移民として入国する人があります。移民として入国する場合には、数を制限される移民と制限されない移民があります。数を制限される場合には、優先移民と非優先移民とがあります。優先移民にも一八区分、非優先移民に一区分、非制限移民には、近親者の場合で五区分、特別な場合として五種一二区分があります。非移民として入国する人は、いろんな目的で入国するので、ビザの種類がAからLまで、同じAでもA<sub>1</sub>からA<sub>3</sub>までなどに分かれています。

(弁護人) 登録事項についても多種の内容に分かれていますということですね。

そうです。

(弁護人) その多種の登録事項のうち、共通する事項としては何かあるのですか。

入国日時、以前従事してきた活動、アメリカ国内で従事しようとする活動、在留希望期間、その他となっています。

(弁護人) アメリカでも登録証、証明書、あるいは証拠の常時携帯義務が定められているのですか。

定められています。

(弁護人) 義務違反の罰則規定はどうなっていますか。

犯罪としては軽罪で、一〇〇ドル以下の罰金又は三〇日以内の拘留で、それらは併科されることもあります。

(弁護人) それ以外に、不提示罪は定められていますか。

規定がありません。

(弁護人) 運用実態についての証人の理解はどうですか。

運用実態は、私の不得意とするところですが、その状況だけ述べます。アメリカは日本のような単一国家とは違います。一〇年前の資料ですが、永住資格を持って入国する人が年間四〇万人、永住権を持った在留外国人が四〇〇万人、非移民として入国する人が一億三四五〇万人います。このことは、ハーバーという人が書いた「合衆国移民法」の中に書いてあります。ハーバーによると、その数は年々一五パーセントずつ増加しているそうです。特にメキシコからの不法入国者が一〇〇〇〇万人いると言われています。そういう状況なので、外国人に対する在留管理が難しい問題になっています。私は、一九八一年からだいたい毎年、法務省入管局長他の方々と国際出入国管理セミナーというのをやっていますが、その会議に出て来たアメリカの司法省の総括審議官が、現在アメリカでは、一旦入国した外国人をフォローすることは全くしていないと言っていました。

(弁護人) 常時携帯義務違反の摘発に関して、証人が見聞したものはありますか。

アメリカの判例を読むことが私の一つの仕事ですが、その中に外国人登録証の携帯義務に関する事件があります。それらを見ると、我国で論じられるのとは大分次元が違ふと思います。例えば、入国審査を受けることなくメキシコ国境を通り過ぎて何キロか入って来た車に不法入国の外国人が乗っていると思われるということ、それを停止させて臨検することができるかという形で事件になったのがあります。この場合、外から見ると何も怪しくない車ですが、それを止めて臨検するには、余程犯罪を犯したという何かがないければならないが、不法入国をした外国人が乗っているかもしれないという漠然とした疑いだけで臨検して良いのかという形で議論されています。従って、そこらを歩いている外国人に「お前は外国人だろう、外国人登録証を持っているか。」と聞くというようなことで事件になったケースはないだろうという感じを持っています。質問に直接答える知識をもちません。

(弁護人) 常時、携帯義務のみについての立件に関して、政府の刊行文書等でそれに触れたというようなことはありますか。

私の手元に司法省が出したパンフレットがあります。アメリカの弁護士からもらった物ですが、これは弁護士や企業に配っている物だと思います。その中には、登録しなければならないとか、常時携帯義務があるとか、どういふ物を持っていなければならないかとかが写真入りで書いてあります。

その中の文章に、「外国人は、いろいろな移民関係の文書を持ち運ぶことができる。」という文章があります。「携帯しなければならない。」ではなく「携帯することができる。」となっています。もう一つは、司法省から企業等に依頼する文章ですが、「外国人は登録しなければいけません。そしてそれを携帯しなければいけません。いろんな登録証、身分証明書があるが、実際に多くの外国人、特に英語を喋るのが不得意な外国人が、大部分それを持っていますよ。」というように書いてあります。

そういうことからみると、登録証というのは、管理のためというより、それを持っている方が外国人のためだから、持たすようにしてくださいという趣旨に読み取れます。

#### (弁護士)

アメリカの場合、身分証明書や運転免許証を所持している外国人が別途に登録証の提示を求められることはあるのですか。アメリカでも、登録証のいずれかの種類のことを常時携帯しなければならないというのが法律の建前なので、国内的な身分証明書があっても、常時携帯義務との関係では、義務違反は成立すると思います。

#### (弁護士)

利益の為に所持を求められているという点が日本と比べて理解し難いのですが、その点を踏まえて、もっと詳しく説明してください。

例えば、様式一の九四というのがあります。出入国カードですが、これが一種の登録証としての役割を果たす訳です。アメリカの文献に、これを持っていけば出国証明になるという言葉が出てきます。許可された在留期間やステータスも書かれているので、その範囲内で一定の生活が保障されるということになります。日本の場合、学校や官庁等のいろんな団体が身分証明書を発行する場合があります。それを持っていけば、例えば共済組合の組織が利用できるということがありますが、アメリカではそれに関連したような考えが、登録証についても取られていると思います。

#### (弁護士)

我国とアメリカの外国人登録法とを現時点で比較すると、アメリカの制度は利益として理解でき、我国のは管理目的のみ

とまとめることができますか。

端的に言えば、そういうことになると思います。例えば、国立大学の職員であるという証明書を持っていると国立の施設を安く利用できるのか、そういうような価値があるというような違いがあると思います。

(弁護人) アメリカの移民法の関係事件に対しての司法判断の流れについて紹介して欲しいのですが、移民事件に対しての司法審査の考え方には変遷がありますか。

アメリカの場合も、二〇世紀半ば頃までは、移民事件の審理判断は裁判所の最も不得意な分野だという考え方が裁判所を支配していました。そして主権を持つ国家の属性として、きわめて強力な裁量権が政府にあるのだ。従って、議会で制定された法律を憲法に照らし違憲か合憲かを裁判所が判断することは遠慮すべき問題だと考えられて来ました。そのような考え方を私の訳語ですが、積極的主権論といいます。主権を重視するので、その反面、外国人は煮ても焼いても焼いても良いということになりがちでした。一九六五年に移民法からアジア人差別が削除されるまでは積極的主権論の考え方が貫かれて来たと言われています。一九〇四年の判決の中で、積極的主権論に対する疑問が出されますが、大きな歴史の流れとしては、一九六〇年代半ばまでは積極的主権論が貫かれます。

六〇年代後半になって多くの人権尊重判決が出てきます。一九七一年にグラハム判決が出されますが、その頃から、謙抑的主権論がだんだんと現われてくるようになります。

(弁護人) グラハム判決は、結論としては謙抑的主権論を表わし、どういう内容を含むものだったのですか。

その法律によって付与される利益を外国人から剝奪するという内容の州法について、裁判所は外国人を差別する法律は疑わしい分類であるので、厳格な審査の方法により審査しなければならないということで、厳格な審査をしました。厳格な審査となると、政府が不可欠の利益 (Compelling interest) を持つことを政府の側で証明しなければなりません。つまり、外国人と国民とを差別するについて、差別の必要性を立証できなければ、憲法違反であるという結論になります。結局、その州法は違憲であるという判断がなされました。

(弁護人) 現在では、積極的主権論から謙抑的主権論に基本的な考え方が変わっているのですか。



## (弁護人)

判例を分析すると、腐蝕過程にはありますが、まだ強力に積極的主権論が残されているという状況です。

アメリカの移民事件に対する憲法審査の考え方について、証人の理解を説明してください。

移民事件についてどういう方法で審査しているか、その枠組を述べますと、一つは厳格審査の方法を採用した判例の系列があります。もう一つは、いわゆる中間的審査の方法を取った判例の系列があります。厳格審査を採用したケースは州法についてであり、中間的審査は連邦の法律です。つまり、州法について州の側に不可欠の利益があるということを立証するのは、連邦の場合よりも難かしいということです。具体的なケースで言うと、外国人を公務員に採用することを禁止する州法についての判決は、はっきり違憲判断をしました。これは、グリッفس判決と呼ばれています。私が先程から判決と言っているのは、全て連邦最高裁の判決です。グリッفس判決に対して、モウ・スン・ウォン事件という連邦の事例があります。これは、連邦法に基づき大統領が命令を制定し、その命令に従い人事委員会が規則を作りますが、その規則の中に外国人を全面的に雇わないという規定を置いたという事例で、最高裁は人事委員会の規則は憲法違反としましたが、連邦が大統領命令により外国人を公務員から排除したときには違憲かどうかについては不明なままにしています。学者の中には、そのような場合には合憲判断をするのではないかという意見もあります。

## (弁護人)

いわゆる司法審査の理論的というか、分析のための表現でまとめると、どういうまとめ方になりますか。

移民事件について、裁判所が司法審査、とりわけ憲法判断をする場合の枠組ということになりますが、まず、方法と基準とに分けてみると、方法の中で触れるべき事がいくつかあります。第一は、どのような方法がどのような場合に行なわれるかということです。開始要件ということになります。ある法律が疑わしい分類をしたとして厳格審査の方法が取られる場合があります。そのような厳格審査が開始されるための要件は二つあります。第一は、個人の側に基本的な利益又は特別の負担を負わせるものかどうか、本件に沿って言うと、登録証の携帯義務を負わせるということは、個人の基本的な利益の侵害になるのか、あるいは国民と比べて特別負担になるのかどうか、基本的利益を侵害するものであるかどうかということが一つです。そういう点からして、政府の側に不可欠の利益があることを証明しなければなりません。そのような場合が厳格審査の方法になるということです。厳格審査に関連してまとめると、個人の基本的利益が侵害され

たかどうか、特別負担を課すものかどうかという判断をまずします。そして疑わしい分類に当たるとなると、政府の側で、そういうことをしなければならぬ不可欠の利益があることを立証しなければならぬというのが厳格審査の方法です。

審査の方法には三つあります。厳格審査、中間的審査、緩やかな審査です。個人の重大な利益を侵害する場合、精神的自由に関する事件がそれに当たりますが、厳格審査を行いません。実体的な利益、あるいは相當な利益があるかどうかという場合が中間的審査を行なう場合です。緩やかな審査の場合には、たとえば砂川判決の文章の中に出てきますが、一見して明白に違憲と考えられるかどうかという明白性が問題となります。この場合には、合憲が推定されているので、違憲を主張する側に立証責任があるのは当然です。合理性の基準が適用されることとなります。審査の方法により、立証責任を負担する当事者が異なります。対象については憲法事実、その中には立法事実、判決事実が含まれます。立法事実については、目的の正当性、必要性、手段の正当性を検討して行きます。文面については、漠然としていけば不明確な故に違憲ということになります。内容については、例えば登録証の携帯義務に関連して、その内容をどう考えるかという点については、平等原則との関連、人格権、中でもプライバシーの権利との関連、憲法二二条の居住、移転の自由との関連で問題になるだろうし、また、刑罰が人権規約に違反しないかどうか、更に、憲法三一条のデュープロセスとの関連、憲法九条の問題もあります。

そのような観点から、憲法の問題として考えて行かなければなりません。そのような問題を考えるについて、憲法判断の基準が重要です。例えば人格権との関連を考えるにあたって、人格権を制限する立法はどのような場合に合憲と言えるかという判断の基準です。そこで厳格審査を取った場合は、厳格審査基準に則ってみて行かなければなりません。厳格審査基準とは、明白かつ現在の危険の原則とか、より制限的でない他の手段の原則とか事前抑制禁止の原則等いろいろありますが、そのような原則からみて人権侵害ではないという判断を得なければなりません。中間的審査についての基準は、厳格な合理性の基準、デュープロセスなどです。アメリカのデュープロセスと日本の憲法三一条は異なるという説もあり、それはそうですが、同じようなものと解することができるという説が多数だと思えます。緩やかな審査は、合理性の基準で行きます。

(主任弁護人) アメリカの場合、内国人に対しては身分証明書の携帯制度はあるのですか。

国民のことについては調べていませんが、身分証明書の制度はありません。

(主任弁護人) いわゆるアイ・ディー・カードですね。

そうです。

(主任弁護人) これをアメリカ人の多くが常時携帯しているということですね。日本の場合には、そのような身分証明書を携帯するという制度は国民に対しては課せられていませんが、アメリカの場合には、内外人を問わず身分証明書を所持されています。日本では、外国人だけが登録証を持たされていますが、このような差異は、人権を考えるにあたり、重要だと言えますか。

結果として、そうなるのだろうと思いますが、私には、そこにお国柄なり考え方の違いがあると思います。アメリカの場合には、延べの数字ですが、一億数千万人の外国人が出入りしている移民国家であり、自分の身分証明ということには彼らにはきわめて重要な意味を持つと思います。それに対して、日本の場合には、住民登録の場合を考えても何も証明がいりません。戸籍謄本に記載されている人間と、そこに記載されている本人だと言っている人との同一性を判断する方は日本ではありません。つまり、日本という国は、それほど単一民族的な考え方が強く、それが背景になって制度ができていらないかと思えます。

(主任弁護人) アメリカの場合、外国人として入国した人から生まれた子や孫との関係では常時携帯義務はどうなるのですか。

アメリカで生まれればアメリカ人になるので外国人ではありません。

(主任弁護人) 日本の場合は帰化しない限り、ずっと外国人登録法の適用を受け続けますが、その点も大きな差異とみて良いですか。国籍の属地主義か出生地主義かは重要な意味を持ちます。

(主任弁護人) 外国人登録法の常時携帯の制度は、自由権で言う憲法上のどういう権利が問題となりますか。

まず、平等条項、そして、一三条の人格権、二二条の移動の自由、三一条の適正手続、国際人権規約七条の非人道的取扱い等です。

(主任弁護人) 平等条項との関連で、常時携帯義務はどんな問題を持ちますか。

外国人の法的地位をどう考えるかという私の根本的な法律理論になりますが、私は日本にいる外国人にもいろいろな種類の人があるので、それぞれの種類に分けて明確な判断、枠組が作られるべきだと考えています。この考え方は、アメリカの疑わしい分類の考え方にヒントを得ています。例えば、永住権を持つ外国人と国民とを差別取扱いをするのは疑わしい差別だという考え方です。我国にそれを持って来て考えると、次のようになります。最近、定住外国人という言葉が使われるようになってきています。私は、この言葉は法的用語として熟したものと考えて良いのかどうか疑問を持っています。多くの人、とりわけ国際法の研究をしている人は、これは漠然として良いのだ、それぞれの場面での異なる使い方をしているのだと言っていますが、私はこれは明確化すべきだと考えています。少なくとも、広義と狭義に区別できるように。そこで狭義にそれを明確化すると、そのような人達を国民と差別扱いすることは疑わしい分類であるということになり、きわめて明確に平等の問題を考えて行くことができるからです。

憲法一四条の平等条項の解釈について、二重の基準論が主張されていますが、平等条項は二つに分けて考えるべきです。一つは、経済問題について立法を行ったり、政策を表現して行くような場合には、かなり広く合理性が承認されることになるでしょう。おそらく、緩やかな基準によつて審査される場合が多いと思います。それに対し、一項後段に定められている人種、信条、性別、社会的身分、門地というような差別禁止事項については、前段と同じように合理的差別は差別ではないというような理論で把握されるべきではありません。いわば絶対的なものとして考えるべきです。たしかに、これらの事項は限定列举ではなく、一種の例示です。しかし、それは厳格に考えて行かなければなりません。そして、人種なり性別に近いような事項のあることを考えて行かなければなりません。私は、定住外国人という概念を考えるに、日本人にきわめて近い、その生活実態として準日本国民と言っても良い地位にある人達は、狭義の定住外国人とし憲法一四条一項後段の差別禁止事項の中に入れるべきだと思います。そうするとそれを差別する条項を定めれば厳格審査の対象となり、政府の側で十分に不可欠の利益の立証をしない限り、違憲になってくると考えます。

(主任弁護人) 携帯義務は、憲法一三条の人格権をどのような形で侵害しているのかを説明してください。

考え方の問題として、まず、一三条の保障する人格権は、多数学説によると包括的な人格権だと考えます。一四条以下

の具体的な人権を保障する規定が直接に適用されないと考えられるような場合に人間の幸福追求という観点から人権として把握する必要のあるものについては一三条が保障するというのが最近の多数説の考え方です。幸福追求権は、経済的側面、受益権的側面、自由権的側面からいろいろ考えられます。人格権も範圍が広いですが、この場合プライバシーの権利が問題となると思います。プライバシーの権利は、個人生活の中核的な権利であり、その権利は自己の情報をコントロールする権利だという考え方が最近非常に強くなってきています。その考え方からいくと、写真を貼り、指紋を押捺してある登録証を、治安上の理由で見せてくれということになると人格権上の問題になると思います。

(主任弁護士) 指紋押捺制度について、押捺させられない権利がプライバシーであると一般的に説明されているでしょうか。

私は、そこまでは考えていません。現行制度が合憲かどうかは別問題ですが、憲法の建前からは、品位を傷付けてはならない、プライバシーを侵害してはならないという限界があるとしても、指紋を全く押させられない完全な自由があるとは言えないと思います。指紋押捺を強制する不可欠の必要性のある場合がないとはいえません。

(主任弁護士) 証人は、指紋を押捺させられない権利はどのような権利だと考えていますか。

広く人格権、プライバシーだけでなく名誉権の問題としても考えています。それから適正手続の問題、人身の自由の問題としても考えなければならぬと思います。

(主任弁護士) 一旦登録させられた指紋であっても、警察官その他にいつでも提示しなければいけないという制度はプライバシーとの関連が出てくるということですね。

そういう意味です。

(主任弁護士) 証人の説明によると、本件裁判で検察官の方が、人権侵害を犯しても常時携帯義務の必要性、守るべき利益があるということを全く立証していない場合にはどうなりますか。

立証していなければ違憲の制度ということになりますが、立証できたかどうかは裁判官の問題です。

(主任弁護士) 一般的に政府側の説明としては、外国人に対して公正な管理が必要であり、そのために登録制度がある、更に常時携帯義務を課す理由として、いつでも身分、居住関係を把握しておかなければならないという説明がされていますが、定住外国人

について、そこまで厳格な把握が必要とされるのですか。

狭義の定住外国人は日本国民と同じような法的地位の者として考えるべきだと思います。そうすると、定住外国人がそのような不自由をすることはたいへん問題だと思います。必要かどうかという点について、考え方としては、外国人が登録証を携帯することは今後ますます重要な意味を持つと考えます。八〇年代に入り、国際人權規約が批准されたりして外国人の法的地位が国際的に向上してきている段階で、自分が何者かを証明する資料は重要性を帯びてくると思います。そのような証明書を持しておくべきだという考え方に私は賛成です。私は、外国人管理という側面を否定はしません。政治的な意味合いでは外国人と国民とは異なることはいたし方ありません。しかし、生活の実態において日本人と同じような生活をしている人は法的にもそのように扱われなければなりません。ある特定の登録証だけを持ち歩かなければならない、それを手離したとたんに犯罪になるといふことは非常に酷であると考えます。立法論になります。そのような人達に対しては、それに代わる学生証とか、会社の身分証明書とか、その他の公的な手続を取りに行ったものの写があるというような場合にも登録証を持っている証拠になるとして処罰しないということであれば憲法の精神にもとることになると思います。

(主任弁護人) 今後の審理にあたり、特に裁判所に留意してもらいたい点を言ってください。

積極的主権論から謙抑的主権論へという方向を踏まえて、日本でもそういう判決がそろそろ出ても良いのではないかと思っていることが一つです。もう一つは、我国の裁判官は、割と憲法問題として判断することを避けますが、アメリカの場合には司法消極主義の立場を取っているとは考えられますが、憲法判断をするとはつきりした態度で判断をしています。司法消極主義はそれなりに正しいと思いますが、憲法判断はきちんと欲しています。本件も人權に関わる問題なので、慎重に審理判断して欲しいと思います。

検察官(宇田川) 昨年証人として出頭したのは東京地裁ですか。

そうです。一二月、三日頃に行政事件の証人として出頭しました。